

## 週休2日制工事実施要領

## 1 対象工事

全ての工事を対象に、原則として現場閉所により週休2日を確保する週休2日制工事（現場閉所型）を適用する。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休2日を確保する週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を適用する。

## 2 週休2日の考え方

## (1) 週休2日制工事（現場閉所型）

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

カ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

## (2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場代理人等が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場代理人等が交

替しながら各人が4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

エ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

オ 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

### 3 週休2日の達成判断

#### (1) 週休2日制工事（現場閉所型）

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

エ なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場代理人等の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場代理人等の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間内において、現場代理人等の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

### 4 発注方式

完全週休2日（土日）Ⅰ型方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、完全週休2日（土日）Ⅱ型方式で発注することができる。また、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な場合は、完全週休2日交替制Ⅰ型または完全週休2日交替制Ⅱ型とする。

#### (1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型方式

受注者が、完全週休2日（土日）の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日は必須）

## (2) 完全週休2日(土日)Ⅱ型方式

受注者が、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日は必須)

## (3) 完全週休2日交替制Ⅰ型方式

受注者が、完全週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(月単位の週休2日交替制は必須)

## (4) 完全週休2日交替制Ⅱ型方式

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(通期の週休2日交替制は必須)

## 5 工期の設定

週休2日制工事における工期の設定に当たっては、工種の区分等に応じて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」(平成30年7月5日付け環境会発第1807057号)別添「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」(平成30年7月2日付け国土入企第13-1号)または「『直轄土木工事における適正な工期設定指針』の一部改定について(通知)」(令和4年5月10日付け環境会発第2205107号)別添「『直轄土木工事における適正な工期設定指針』の一部改定について」(令和4年3月28日付け国技建管第24号)に示された適正な工期設定に係る事項を考慮し、以下に留意して行うものとする。

### (1) 工期設定の検討方法

(一社)日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム等の各種プログラムを利用する場合は、過去の類似工事实績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

### (2) 適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、30日から90日の間で、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

### (3) 後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

### (4) その他

ア 工期設定に必要となる現場条件について、必要に応じて設計図書へ明示するよう務めるものとする。

イ 設計変更に伴い工期延期する場合においても、指針等に基づき適切に変更する。

## 6 工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨を特記仕様書に明示するものとする。
- (4) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (5) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

なお、発注者側の理由により工期の変更ができない場合は、受発注者間で協議の上措置する。

## 7 入札公告から工事完了後までの流れ

### (1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

#### ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書等に当該工事が完全週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事であることを記載するものとする。

#### イ 施工時

監督職員は、別紙様式第1「現場閉所実績報告書」又は現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「現場閉所実績報告書等」という。）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

#### ウ 完成時

- ① 受注者は現場閉所実績報告書等を作成し、監督職員へ提出するものとする。
- ② 監督職員は、現場閉所実績報告書等により現場施工期間内における現場閉所日数等を確認するものとする。

### (2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

#### ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書等に当該工事が完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の対象工事であることを記載するものとする。

#### イ 施工時

監督職員は、別紙様式第2「休日取得実績報告書」又は休日率を確認できる資料等（休日取得実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「休日取得実績報告書等」という。）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。

取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

#### ウ 完成時

① 受注者は休日取得実績報告書等を作成し、監督職員へ提出するものとする。

② 監督職員は、休日取得実績報告書等により現場施工期間内における休日取得日数等を確認するものとする。

### 8 入札公告、入札説明書及び工事特記仕様書の記載例

#### (1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

##### ア 入札公告

入札公告の1 工事概要（7）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）】」の対象工事である。

※【 】は、（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）のいずれかを記載する。

##### イ 入札説明書

入札説明書の3 工事概要（6）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）】」の対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行うことを前提に、工事費を積算する。

【完全週休2日（土日）Ⅰ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日を取組むものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日の取組のどちらかを希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休2日を取組むものとする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

オ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

※【 】は、（完全週休2日（土日）Ⅰ型）又は（完全週休2日（土日）Ⅱ型）のいずれかを記載する。

ウ 工事特記仕様書等

土木工事においては、工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。建築・設備工事においては、「国土交通省直轄営繕工事における週休2日の取組方針について（通知）」（令和8年3月31日付け環境会発第26033125号）別添「国土交通省直轄工事における週休2日の取組方針について」（令和8年3月27日付け国会公契第24

号、国営計第 624 号、国営計第 183 号、国営建技第 11 号) を踏まえ、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施及び積算方法等の改定について (通知)」(令和 7 年 5 月 20 日付け環境会発第 2505206 号) 別添「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について (改定)」(令和 7 年 3 月 25 日付け国会公契第 50 号) によるものとする。

○1 本工事は、建設工事における完全週休 2 日制工事 (現場閉所型) ※【(完全週休 2 日 (土日) I 型) 又は (完全週休 2 日 (土日) II 型)】の対象工事である。

**【完全週休 2 日 (土日) I 型の場合】**

受注者は、工事契約後、完全週休 2 日 (土日) の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休 2 日に取組むものとする。

**【完全週休 2 日 (土日) II 型の場合】**

受注者は、工事契約後、完全週休 2 日 (土日) 又は月単位の週休 2 日の取組のどちらかを希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休 2 日に取組むものとする。

**2 週休 2 日の考え方**

- (1) 完全週休 2 日 (土日) とは、対象期間の全ての週において、現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (2) 月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合 (以下「現場閉所率」という。) が、28.5% (8 日/28 日) 以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5% に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。
- (3) 通期の週休 2 日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5% (8 日/28 日) 以上の水準の状態をいう。
- (4) なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含めない。
- (6) 現場閉所とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (7) 受注者の責によらない現場開所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

#### (8) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

### 3 現場閉所実績報告書等

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書又は現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「現場閉所実績報告書等」という。）を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書等を提出するものとする。

### 4 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

### 5 工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

## (2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

### ア 入札公告

入札公告の1 工事概要（7）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

- (○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）※【（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）】」の対象工事である。

※【】は、（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）のいずれかを記載する。

### イ 入札説明書

入札説明書の3 工事概要（6）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

- (○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が完全週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）※【（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）】」の対象工事である。

#### 【完全週休2日交替制Ⅰ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

#### 【完全週休2日交替制Ⅱ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組のどちらかを希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休2日交替制に取り組むものとする。

入札時においては、当初の予定価格から対象期間内の全ての週において、現場に従事する現場代理人等の各人の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上を満たすことを前提に、工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場代理人等が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

エ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

(○) 現場開所日における現場代理人等の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

※【 】は、（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）のいずれかを記載する。

#### ウ 工事特記仕様書等

土木工事においては、工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。建築・設備工事においては、8（1）ウによるものとする。

○1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら、各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）※【（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）】」の対象工事である。

#### 【完全週休2日交替制Ⅰ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

### 【完全週休2日交替制Ⅱ型の場合】

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制又は月単位の週休2日交替制の取組のどちらかを希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、どちらも希望しない場合は通期の週休2日交替制に取り組むものとする。

#### 2 週休2日の考え方

- (1) 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場代理人等の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場代理人等の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- (3) 通期の週休2日交替制とは、対象期間内において、現場代理人等の休日率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- (4) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。
- (5) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。
- (6) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- (7) やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

#### 3 休日取得実績報告書等

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書又は休日率を確認できる資料等（休日取得実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「休日取得実績報告書等」という。）を作成し、監督職員が指定する日までに休日取得実績報告書等を提出するものとする。

※【 】は、（完全週休2日交替制Ⅰ型）又は（完全週休2日交替制Ⅱ型）のいずれかを記載する。

## 9 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。